

南砺市告示第69号

南砺市犯罪被害者等見舞金支給要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南砺市犯罪被害者等支援条例（令和8年南砺市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に基づき、犯罪被害者等に対し行う南砺市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪等（条例第2条第1号に規定する犯罪等をいう。）のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による被害であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、警察が被害届を受理するなど被害を認知し、警察への照会等により市長が確認できるものに限る。
 - ア 犯罪行為による死亡又は重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）
 - イ 性犯罪による被害
- (3) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上を要するものをいう。

(4) 性犯罪 性犯罪行為のうち刑法第177条、第179条第2項、第181条第2項（第177条及び第179条第2項の未遂罪に係るものを除く。）及び第241条第1項（第177条の未遂罪に係るものを除く。）の罪をいう。

(5) 配偶者等 犯罪被害を受けた者（当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市民である者に限る。以下「被害者」という。）の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者若しくは富山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年3月1日施行）第7条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証（以下「宣誓書受領証」という。）を受けている者（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。

(6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

（見舞金の支給）

第3条 市長は、市民が犯罪被害を受けたときは、この要綱の定めるところにより、被害者又はその遺族に対し、見舞金を支給する。

（見舞金の種類及び額）

第4条 見舞金の種類及び額は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ一時金として支給する。

- (1) 遺族見舞金 300,000円
- (2) 重傷病見舞金 100,000円
- (3) 性犯罪被害見舞金 100,000円

2 遺族見舞金は犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいう。次項において同じ。）に、重傷病見舞金は犯罪行為により重傷病を負った者に、性犯罪被害見舞金は性犯罪を受けた者に対し、それぞれ支給する。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位遺族が2人以上あるときは、当該遺族のうちから代表者を定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

（遺族の範囲と順位）

第5条 遺族見舞金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者等

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(見舞金の支給に関する特例)

第6条 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が当該支給を受けた原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金の支給については、当該重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。

- 2 見舞金の支給について、重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金のいずれの支給対象にも該当するときは、重複して支給しないものとする。

(見舞金を支給しない場合)

第7条 犯罪行為が行われた時において、被害者又は当該被害者に係る第4条第2項の第1順位遺族(当該第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「第1順位遺族」という。)と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があつたときは、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。ただし、親族関係が破綻していたと認められる事情があるとき及び被害者(重傷病又は性犯罪の被害を受けた者に限る。)が18歳未満のとき又は犯罪行為が行われた時に被害者が監護していた18歳未満の第1順位遺族がいるときには、この限りではない。

(1) 配偶者等

- (2) 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
- 2 犯罪被害について、被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、見舞金を支給しないものとする。
- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助^{ほう}する行為
 - (2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - (3) 当該犯罪行為に関する著しく不正な行為
- 3 被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、見舞金を支給しないものとする。
- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - (2) 南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員であること。
 - (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
- 4 前3項に定めるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるときは、見舞金を支給しないことができる。

（遺族見舞金の申請）

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）及び犯罪被害に関する申立書（様式第2号。以下「申立書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその提出を不要と認める場合は省略することができる。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者と事実上婚姻関係と同様の事情があったと認められる者である場合は、その事実を証明することができる書類、又は申請者が被害者とパートナーシップ関係にある者である場合は、宣誓書受領証の写し

- (4) 申請者が配偶者等以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
 - (5) 第1順位遺族が2人以上あるときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
 - (6) 申請者が第5条第1項第2号に該当する者であるときは、被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
 - (7) 被害者が市民であることを確認できる住民票の写し又は戸籍の附票
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （重傷病見舞金の申請）

第9条 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、申請書兼請求書及び申立書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその提出を不要と認める場合は省略することができる。

- (1) 負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明できる書類
 - (2) 被害者が市民であることを確認できる住民票の写し又は戸籍の附票
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （性犯罪被害見舞金の申請）

第10条 性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする者は、申請書兼請求書及び申立書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその提出を不要と認める場合は省略することができる。

- (1) 被害者が市民であることを確認できる住民票の写し又は戸籍の附票
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- （支給申請期限）

第11条 前3条の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により、前項に規定する期間を経過する前に前3条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、同条の申請をすることができる。

（支給の決定等）

第12条 市長は、第8条から第10条までの規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、支給の可否を決定し、犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第4号）又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消）

第13条 市長は、当該見舞金の支給決定後、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前条の規定による決定を取り消すことができる。

（1）第7条各項のいずれかに該当していると判明したとき。

（2）偽りその他不正の手段により支給決定を受けたと認められるとき。

2 市長は前項の規定により取消しを行った場合は、犯罪被害者等見舞金支給取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第14条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定を取り消された場合は、当該見舞金を返還しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に行われた犯罪被害について適用する。